

都市公園指定管理者評価委員会の進め方（案）

1. 目的（評価委員会によるモニタリングの目的）

（諮問事項 大阪府附属機関条例 第二条）

公の施設の指定管理者の業務の実施状況等に関する評価について調査審議

（概要）

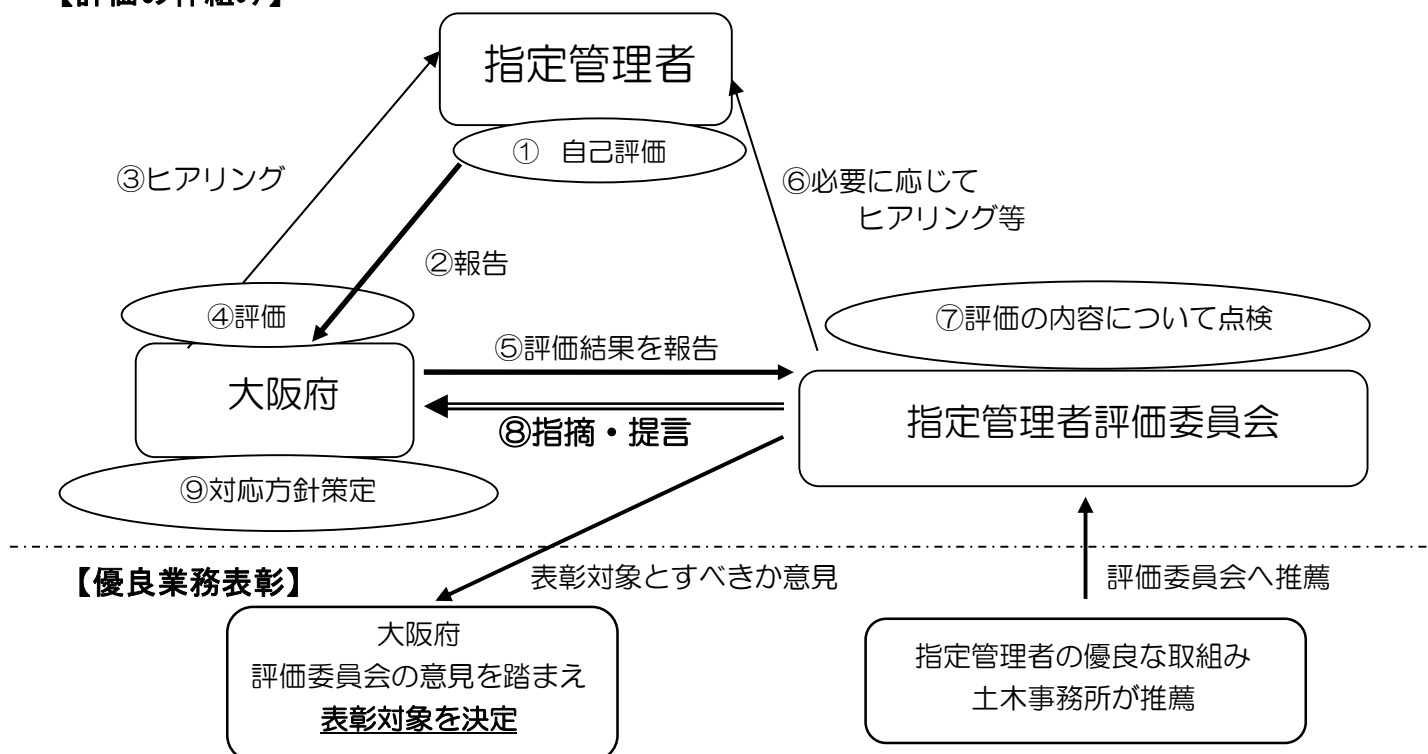
平成 18 年度より、指定管理者による公の施設の運営を実施し、府が支払う委託料が大きく減ることとなったが、委託料低下に伴い品質が低下することは、府民サービスの観点からも、指定管理者制度の趣旨に鑑みても望ましくない。

そこで、多くの府民が利用する施設を中心に外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施している。

モニタリングは、指定管理者業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることでさらに府民サービスの向上につなげていくためのものである。

評価委員会は、指定管理者の自己評価、府の評価、利用者満足度調査の結果等について府から報告を受け、評価の内容について点検を行い、府に指摘・提言を行う。府は、評価委員会からの指摘・提言を踏まえ、指定管理者の業務改善等に取り組む。

【評価の枠組み】



●評価の流れ

- ① 指定管理者が自己評価
- ② 指定管理者が府※へ自己評価結果を報告
- ③ 府※が指定管理者へヒアリング
- ④ 府※が指定管理者を評価
- ⑤ 府※が指定管理者に対して行った評価結果（利用者満足度調査の結果を含む）を評価委員会へ報告
- ⑥ 必要に応じ、評価委員会が指定管理者に対してヒアリング等を実施
- ⑦ **評価委員会が府の評価の内容について点検を実施**
- ⑧ **評価委員会が府に対して指摘・提言**
- ⑨ 府※が対応方針を策定

※府：施設所管課である公園課及び土木事務所

2. モニタリング(評価・点検)の方法について

- ◆令和8年4月から令和9年3月までの指定管理業務を対象として、評価・点検を行う。
- ◆評価は、指定管理業務評価票(以下「評価票」という。)の評価項目に沿って、指定管理者は自己評価し、府は施設所管課としての評価を行う。
- ◆評価票に示す評価項目及び評価基準の詳細については、指定管理者評価委員会の意見を踏まえて、府が策定する。令和8年度の指定管理業務 評価票(案)は、別添 資料4のとおり。

1) 指定管理者の自己評価

- ・各評価項目に対する自己評価を「S」、「A」、「B」、「C」の四段階で記入する。
- ・自己評価は、当該年度の事業実施計画書の達成度及び府営公園管理要領、各公園管理マニュアルに示す管理水準に照らして判断する。
- ・どのような指定管理業務を行ったか【実績】と、これに対する【自己評価】、特にPRしたい項目などについて簡潔に記入する。また、必要に応じて、自己評価理由が分かる資料を添付する。
- ・評価の目安
 - 「S」 優良 : 提案以上、又は、管理水準を大きく上回る取組を実施。
 - 「A」 良好 : 当該年度の実施計画書に示した事項を全て実施。また、管理水準を満足する。
 - 「B」 ほぼ良好 : 当該年度の実施計画書に示した事項が一部実施出来ていない。あるいは、管理品質等の一部課題がある。
 - 「C」 要改善 : 当該年度の実施計画書に示した事項が実施できていない。あるいは、管理品質等に重大な課題若しくは多くの課題がある。

2) 府(施設所管課)の評価

◆各項目の評価

- ・各評価項目に対する評価を「S」、「A」、「B」、「C」の四段階で記入する。
- ・評価は、当該年度の事業実施計画書の達成度及び府営公園管理要領、各公園管理マニュアルに示す管理水準に照らして判断する。
- ・指定管理者の自己評価及び土木事務所が行う履行確認結果等をもとに、施設所管課としての評価を記入する。また、必要に応じて、評価理由が分かる資料を添付する。
- ・評価の目安
 - 「S」 優良 : 提案以上、又は、管理水準を大きく上回る取組を実施。
指定管理開始2年目からは、前年度S評価の項目は、今年度の取組状況を踏まえ、継続の難易度や、前年度よりも更に創意工夫されているかなどの観点から、「S」評価の継続可否を判断する。
 - 「A」 良好 : 当該年度の実施計画書に示した事項を全て実施。また、管理水準を満足する。
 - 「B」 ほぼ良好 : 当該年度の実施計画書に示した事項が一部実施出来ていない。あるいは、管理品質等の一部課題がある。
 - 「C」 要改善 : 当該年度の実施計画書に示した事項が実施できていない。あるいは、管理品質等に重大な課題若しくは多くの課題がある。

◆年度評価

- ・年度評価を「S」、「A」、「B」、「C」の四段階で行う。
 - 「S」 : 項目毎の評価のうちSが5割以上で、B、Cがない
 - 「A」 : 項目毎の評価のうちBが2割未満で、Cがない
 - 「B」 : S・A・C以外
 - 「C」 : 項目毎の評価のうちCが2割以上。又はCが2割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

3) 評価委員会による点検及び指摘・提言

- ・指定管理者の自己評価、府の施設所管課評価、利用者満足度調査の結果等について府から報告を受け、評価の内容について点検を行い、指定管理者の業務の改善点等について、府に指摘・提言を行う。
(評価票の評価項目毎に指摘・提言)

① 現地視察における点検

現地視察では、施設の維持管理が良好に行われているか、提案事項の実施状況、管理運営に係る課題点の有無などについて、各委員がヒアリング(指定管理者等から)や目視にて、確認いただく。

【現地視察時】

◆施設所管課(各土木事務所)から各公園の取組状況を説明(以下の点を中心に説明)

- ・管理要領・管理マニュアル・提案に沿った維持管理内容であるか。
- ・特筆すべき点(評価すべき取組み)、または維持管理上の課題点など。

◆指定管理者等から取組状況(以下の点を中心に)の説明を受け、その後の質疑応答や現場確認により、公園の管理状況について確認・点検いただく。

・提案の実施状況(実施効果や課題など)、特筆すべき点(新たな取り組み等)など

② 評価票作成における点検

評価票作成段階では、現地視察結果および、施設所管課による履行確認記録等を基に、指定管理者の自己評価および、施設所管課評価の内容について点検いただく。

ー評価票作成時の点検ポイントー

○評価票の次の項目を重点的に点検

- ・施設所管課がS/B/C評価とした項目。
- ・指定管理自己評価・施設所管課評価に差がある項目。
- ・現地視察時に再確認が必要と判断した項目。

3. 評価票の作成について

【指定管理者や施設所管者等の評価記載の留意点(昨年度同様)】

○概ね、公園あたりの評価票をA3縦1から2ページに収め、見やすい評価票とする。

○評価の視点を分かりやすくするため、A評価については簡潔に記載することとし、それ以外の項目のみ、取組概要や評価理由、提言コメント等を重点的に記載する。

【評価票の記載イメージ】

	指定管理者 評価	施設所管課 評価	委員会 提言	備考
指定管理者評価と 施設所管課評価が、両方A評価	簡潔に記載※	簡潔に記載※	簡潔に記載※	
施設所管課評価が、S/B/C評価	取組内容の 概要記載	評価理由 を記載	提言コメント 記載	
指定管理者評価と施設所管課評価に差があるもの				
現地視察(管理運営状況の報告) 時に再確認が必要と判断した項目				必要に応じて 記載を求める

※「府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。」など

1) アンケートの実施

- ・評価業務の参考とするため、「サービスの向上を図るための具体的手法・効果」及び「施設の維持管理の内容」に関する項目について、府民満足度調査(参考資料4)を行う。
- ・利用者アンケートの結果は、評価委員会に報告し、評価内容の点検チェックの参考としてもらう。

2)財務諸表を用いた評価について

- ・契約期間中に指定管理者の経営状況が悪化し、指定管理業務の継続に影響を与えないように法人等の経営状況を確認する。
- ・提出書類は、指定管理者の構成団体全社分の「財務諸表要約」(参考資料5)及び財務諸表(本体)並びに施設所管課が作成するチェックリスト(参考資料6)とする。

4. その他

1)指定期間における総合評価等について

- ・施設所管課は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。
- ・施設所管課は、指定期間の最終年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。
- ・総合評価及び最終評価は、次の4段階とする。
 - 「Ⅰ」: 評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない
 - 「Ⅱ」: 評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない
 - 「Ⅲ」: Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外
 - 「Ⅳ」: 評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

(参考)総合評価が最低評価(Ⅳ)となった場合の措置について

総合評価の結果、最低評価(Ⅳ)となった場合は、最低評価を受けた当該管理者(複数の法人等で構成されたグループの場合はその構成員であった全ての法人等)が、次回(令和8年度以降)の府営公園の指定管理者の選定公募に申請した際に、減点措置(「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点に対して10%の減点措置)を講じる。なお、異なる法人等と新たなグループを構成した場合においても、当該新グループに同様の減点措置を適用する。

- ・提出時期は、指定管理者の決算報告が完了次第、速やかに提出することとする。

2)評価結果の活用について

- ・評価結果を踏まえ、必要に応じて、府は施設所管課として改善のための指示(口頭による注意含む。)を指定管理者に対して行う。
- ・評価委員会の指摘・提言を踏まえ、府は施設所管課として業務改善のための対応方針等 別添 資料5 を策定し、次年度以降の事業計画等(指定管理者が作成する事業計画)に反映させ、管理運営の改善を図るよう、指定管理者に対して指導していく。
- ・「評価票」及び「対応方針」については、公園課において、ホームページにて公表する。

3)表彰対象とすべき優良な取組について

- ・評価委員会は、土木事務所が推薦する指定管理者の優良な取組について、表彰対象とすべき取組であるかについて意見する。
- ・府は、評価委員会の意見を踏まえ、大阪府営公園指定管理優良業務表彰要領(参考資料8)に基づき、表彰対象とする優良な取組を決定する。